

特定非営利活動法人ひなたぼっこ認知症対応型共同生活介護 事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規定

〔事業の目的〕

第1条 特定非営利活動法人ひなたぼっこ〔以下事業所という〕が開設する介護保険法にもとづく特定非営利活動法人ひなたぼっこ認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業〔以下事業という〕の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する規定を定め、要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態であるものを除く）について、共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう、事業所の従業者が適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

〔運営の方針〕

第2条 事業所の従業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活に役立つよう、少人数による共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、豊かな日常生活の実現と利用者の心身の機能の維持回復をはかるものとする。

- ① 入居の申し込みに当たっては主治医による診断書等により認知症である者であることの確認を行う。
- ② 入居の申し込みに当たって当該申込者が入院治療を要する者であるなど事業者が自ら必要なサービスを提供することが困難であると判断したときは、医療機関または他の介護施設等を紹介することとする。
- ③ 事業者は、入居に際しその者の心身の状況、生活歴、病歴等を把握し、書面に記録するものとする。
- ④ 事業者は、利用者の退居に際しては、利用者や家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し退居に必要な援助を行うこととする。
- ⑤ 事業者は、利用者の退居に際しては、利用者や家族の状況を踏まえ適切な指導を行うとともに、介護、保健、医療等の事業を行う者との密接な連携に努めるものとする。

〔事業所の名称等〕

第3条 事業をおこなう事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- ①名称 そよかぜ
- ②所在地 岐阜県中津川市高山 1951 番地 43

〔職員の職種、員数及び職務の内容〕

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員・同一敷地内の他の事業所、職務との兼任可）

管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また厚生労働大臣が定める研修を終了した者とする。

- (2) 介護従業者（常勤職員または非常勤職員・兼任可）

介護従業者は、夜間および深夜帯以外の時間帯においては3名、夜間および深夜帯においては1名の勤務者を配置するものとする。

介護従業者は、事業所内における入浴、排泄、食事の介助、機能訓練、余暇活動等利用者に対するサービス提供の中心部分を担う。また利用者の心身の状況に応じその者の自立の支援と日常生活の充実に資するための適切な技術を持って行う。

- (3) 事務員1名 必要な事務を行う。また他の職務との兼任可。

- (4) 計画作成担当者（常勤職員または非常勤職員）

認知症対応型共同生活介護計画の作成を行う者であって、専ら同計画の作成に従事するものとする。ただし利用者の処遇に支障のない場合は他の職務に従事することが出来る。また厚生労働大臣が定める研修を終了した者とする。

〔利用定員〕

第5条 利用定員は9名とする。

〔認知症対応型共同生活介護（以下介護予防認知症対応型共同生活介護を含む）の内容及び利用料〕

- (1) 事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう適切に行うこととする。同時に、一人ひとりの人格の尊重と日常生活での役割を大切にするとともに、認知症対応型共同生活介護計画にもとづいて漫然かつ画一的にならないよう留意するものとする。

またサービスの提供に当たっては懇切丁寧を旨とし利用者および家族に対する情報の提供、サービス内容についてよく分かるように説明することとする。

なお事業所においては、利用者にたいしいかなる身体拘束をも行わないこととする。ただし当該利用者または他の利用者の生命の安全または身体の保護を確保する必要があるときはこの限りではないが、この場合はきわめて例外的なこととし書面においてその理由、拘束した内容について記録し、これらの記録および情報は整備した日より5年間保存することとする。これらの記録および情報は、利用者および家族から開示を求められた場合は説明し応ずるものとする。

認知症対応型共同生活介護の実施にあたっては、その質の向上のため自ら評価を行うとともに、定期的に外部のものによる評価を受け改善を行うものとする。

- (2) 利用者が負担すべき利用料その他の額を次のように定めるとともに、利用者またはその家族に対し説明し同意を受けるものとする。

- ①事業所は、利用者より、認知症対応型共同生活介護を提供するにあたり居宅介護サービス費用基準額（国務大臣の告示額）のうち事業所に対して支払われる額を控除した額（告示額の1～3割に相当する額）の支払いを受けるものとする。

* 初期加算として入所後 30 日間に限って 50 円が加算される。

* 医療体制加算として 1 か月 39 円が加算される。

* 看取り介護加算として

(1) 死亡日以前 4 日以上 30 日以下 1 日につき 144 単位を加算

(2) 死亡日の前日及び前々日 1 日につき 680 単位を加算

(3) 死亡日 1 日につき 1280 単位を加算

* 介護職員処遇改善加算として個々の利用総単位に合わせて計算した額が加算される。

② 食費は一食たりの額を次のように定め月ごとに支払いを受けるものとする。

朝食 300 円

昼食 450 円

夕食 450 円

③ 家賃は月額 40,000 円とし、入退居のあった月の家賃の計算は、当該月の滞在日数の日割りとする。

④ 生活消耗費(共用費)は月額 2,000 円とする。

⑤ 水道光熱費は月額 18,000 円とする。

⑥ 理美容代は実費とする。

⑦ おむつ代は実費とする。

⑧ その他認知症対応型共同生活介護のサービスの提供に当たって通常必要となるものにかかる費用のうちその利用者の負担とすることが適当と認められるもの。

[入居に当たっての留意事項]

第 6 条 入退居に当たっての留意事項は以下の通りである。

① 入居にあたっては事業者、利用者および家族は第 2 条の規程を遵守するとともに、利用者の使い慣れた生活用具等の継続した使用が可能ないように互いに努めることとするとともに、家族や関係者は毎月の適切な面会等によって利用者の心身の安定と安心を獲得できるよう配慮するものとする。

② 退居にあたっては事業者、利用者および家族は第 2 条の規程を遵守するとともに、利用者および家族は、緊急の場合を除き退居する 1 ヶ月以上前に事業者に通告するものとする。

[利用者の緊急時における対応方法]

第 7 条 従業者は、認知症対応型共同生活介護によるサービスを行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

医師については、特定非営利活動法人ひなたぼっことして相談、診察・治療をおこなうつぎの医療機関との協定にもとづくものとする。

① 古瀬医院(中津川市駒場) 医師 古瀬和寛氏 高木健太郎氏(グループホーム)

② 国民健康保険蛭川診療所(デイサービスおよびグループホーム)

[非常災害対策]

第 8 条 事業所は、防火防災管理についての責任者を決め、非常災害に関する防災計画を

作成し、非常災害に備えるため定期的に非難・救出訓練を行う。

[その他運営についての重要事項]

第9条 その他運営についての重要事項を定める。

①（研修）

事業者は、すべての従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ・採用時研修 採用後1ヶ月以内。
- ・継続研修 年2回
- ・その他必要に応じた研修。

②（秘密の保持）

すべての従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また従業員であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

③（苦情解決）

事業所が提供した指定認知症対応型共同生活介護事業について利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し担当者をおく。また法人に第三者委員を含む事業適正化委員会を設置し、必要な場合苦情の内容、事業所がおこなった解決内容について審議し適切な措置を行う。

- 2 提供した指定認知症対応型共同生活介護事業に関し市町村長、岐阜県知事または社会福祉法に規定する運営適正化委員会が行う全ての調査および検査、要請について協力するとともに、その指導または助言に従い改善するものとする。また利用者およびその家族の求めについても同様である。

④（虐待防止に関する事項）

事業者は利用者等の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定および設置
- (2) 成年後見人制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修理実施

- ⑤ この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ひなたぼっこと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は平成30年8月1日から施行とする。

グループホームそよかぜ設立の理念

いつまでも人としての尊厳が保持できるために

- 選択の自由が互いに最大限認められていること
- 安心できる空間、たすけあう人間関係があること
- 人権とプライバシーが確保されること
- 活動的で意義深い生活ができること